

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項第20号に掲げるつぶかご漁業について、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めた。

令和3年12月22日

北海道知事 鈴木 直道

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
(1)漁業種類	(2)操業区域		(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数		
つぶかご漁業	昆布森・厚岸A海域	別記のとおり	毎年、3月1日から9月30日まで	42隻	10トン未満	釧路総合振興局管内に住所を有する者	1. 許可の有効期限は、令和4年3月1日から令和7年2月28日までとする。 2. 起業の認可の有効期限は、令和4年3月1日から令和5年2月28日までとする。 3. 申請書の提出先は、釧路総合振興局産業振興部水産課とする。 4. 許可にあたっては、次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1)暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、釧路総合振興局長に報告しなければならない。 (2)使用するかごは、直径80センチメートル以内、高さ28センチメートル以内、窓の直径は25センチメートル以上とし、ろう斗を付しなければならない。 (3)海中に敷設するかご数は、700個以内でなければならない。ただし、限定海域のみを操業区域とする許可等にあつては600個以内とする。 (4)海中に敷設する漁具の各のしの両端には、漁船名及び許可番号を記載した標識を付さなければならない。 (5)えび類、たこ類及び次に掲げるかごが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 ア 甲長8センチメートル以上のけがにの雄がに イ 甲幅8センチメートル以上のはなさきがにの雄がに ウ ずわいがに エ べにずわいがに オ たらばがに カ あぶらがに (6)知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。
	昆布森・厚岸B海域	別記のとおり	毎年、6月1日から8月31日まで				
同上	浜中A海域	別記のとおり	毎年、3月1日から9月30日まで	32隻	同上	同上	同上
	浜中B海域	別記のとおり	毎年、6月1日から8月31日まで				

別記 操業区域

・昆布森・厚岸A海域

釧路市と釧路町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から172度30分の線以東、厚岸町と浜中町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から172度30分の線以西の海域のうち、「漁業の許可及び取締り等に関する省令」第23条別表第四に掲げる禁止区域（沖合底びき網漁業禁止区域）の線以北の海域

・昆布森・厚岸B海域

釧路市と釧路町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から172度30分の線以東、厚岸町と浜中町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から172度30分の線以西の海域のうち、「漁業の許可及び取締り等に関する省令」第23条別表第四に掲げる禁止区域（沖合底びき網漁業禁止区域）の線以南の海域

・浜中A海域

厚岸町と浜中町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から172度30分の線以東と、次の点を順次結び点3から162度30分の線以西の海域のうち、「漁業の許可及び取締り等に関する省令」第23条別表第四に掲げる禁止区域（沖合底びき網漁業禁止区域）の線以北の海域

点1 浜中町と根室市の境界線と最大高潮時海岸線との交点

点2 点1から179度26分100メートルの点

点3 点2から181度40分7,000メートルの点

・浜中B海域

厚岸町と浜中町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から172度30分の線以東と、次の点を順次結び点3から162度30分の線以西の海域のうち、「漁業の許可及び取締り等に関する省令」第23条別表第四に掲げる禁止区域（沖合底びき網漁業禁止区域）の線以南の海域

点1 浜中町と根室市の境界線と最大高潮時海岸線との交点

点2 点1から179度26分100メートルの点

点3 点2から181度40分7,000メートルの点